

政令番号 251 ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成21年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						1.8E+0	1.8	1.8
9	栃木県						1.6E+0	1.6	1.6
10	群馬県						2.0E+2	200.0	200.0
11	埼玉県					1.7E+0	2.3E+1	24.8	24.8
12	千葉県					2.0E-1	5.0E+1	50.2	50.2
13	東京都								
14	神奈川県					9.5E+0	8.4E+1	93.1	93.1
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					1.3E+0	6.4E+0	7.7	7.7
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県		1.6E+2		160.0				160.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県		2.1E+3		2,100.0		1.3E+1	13.0	2,113.0
25	滋賀県						1.7E+1	17.0	17.0
26	京都府								
27	大阪府					2.0E+1	4.0E+1	60.4	60.4
28	兵庫県						8.8E+1	88.0	88.0
29	奈良県								
30	和歌山県					5.7E+0	2.9E+1	34.7	34.7
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						7.9E+1	79.0	79.0
34	広島県						1.1E+1	11.0	11.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国			2.3E+3		2,260.0	3.9E+1	6.4E+2	682.3	2,942.3

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。